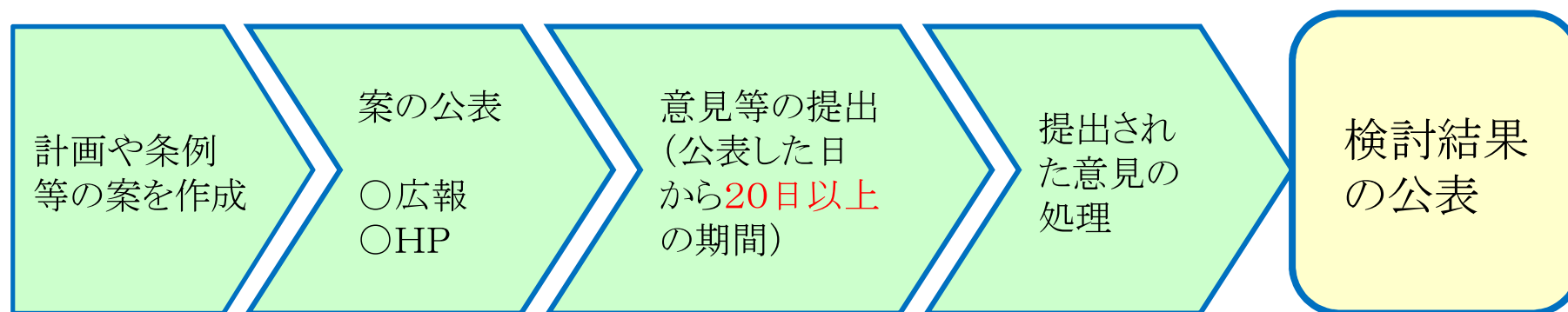
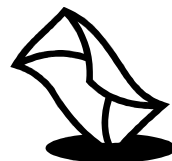


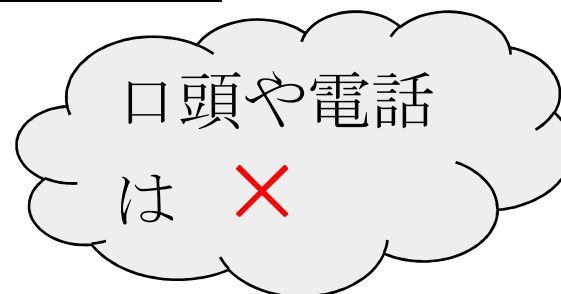
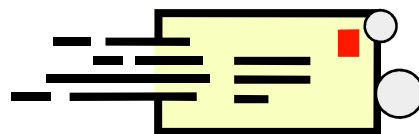
手続きの流れ



公表



提出。



公表



「まんのう町パブリック・コメント手続要綱」の解説



(目的)

第1条 この訓令は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町民への説明責任を果たすとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、行政運営の透明性の向上を図り、もって町民との協働による開かれた町政の実現に資することを目的とする。

解釈・運用

- 一. パブリック・コメント手続制度の目的は、住民等の多様な意見を町政に反映させることですが、この手続制度の実施により、施策等の立案から最終的な案の決定に至った過程が公開され、住民の意見に対する町の考え方が公表されるので、施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上が図られるものであります。
- 二. これまでも各課の判断において、パブリック・コメント手続制度に類似した手法を用いた例はあると思われませんが、この制度化により、全庁組織共通の統一したルールとなります。
- 三. この手続は、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定を判断する住民投票的な制度ではありません。したがって、多数意見も少数意見も一意見として取扱います。



(定義)

第2条 この訓令において、「パブリック・コメント手続」とは、町の計画等(次条の規定によりパブリック・コメント手続の対象となるものをいう。)の策定過程において、当該策定しようとする趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対して町民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する町政の考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して意思決定を行う仕組みをいう。

2 この訓令において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この条例において「町民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本町の区域内に住所を有する者
- (2) 本町の区域内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 本町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本町に対して納税義務を有する者

解釈・運用

- 一. 本町に在住、勤務、在事務所、納税義務者など利害関係者を「町民等」と定義し、パブリック・コメント手続の「意見等を提出できるもの」に位置づけます。
- 二. この手続は、施策・条例や計画等の策定に際し、第1に、施策・計画等の案及び資料を公表し、第2に、それに対する意見等を募集し、第3に、提出された意見等を考慮し施策等を決定するとともに、第4に、意見に対する考え方を公表する一連の手続です。さらに、施策・計画等の策定には、有益な意見を考慮するものとします。



(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる施策等(以下「施策」という。)の策定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 町政の基本的な制度を定める条例

イ 町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例

ウ 住民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

(2) 総合計画等町政の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定または改定

(3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

解釈・運用

- 一. 施策・条例や計画等がパブリック・コメント手続の対象であるかどうかは、その担当課が、この要綱の趣旨及び規定に基づいて判断します。その判断の説明責任は、その担当課が負います。
- 二. 「町政の基本的な制度を定める条例」とは、町政全般又は個別分野での基本理念、方針、町政運用上の共通の制度を定めるものをいいます。ただし、課設置条例、職員の給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは、該当しない。
- 三. 「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」とは、住民等に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは「〇〇してはならない」と行為を制限したりするものをいいます。つまり、地方自治法第14条第2項(普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。)に基づく条例が該当します。
- 四. (1)ア、イに該当しない場合であっても、住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例(場合によっては、要綱、規則等)が対象となります。

(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この訓令の規定を適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・コメント手続と同様の手続を行うもの
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

解釈・運用

- 一. 「迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの」とは、この手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、この手続を実施する暇がない場合をいいます。また、「軽微なもの」とは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや制定・改廃の方法・内容について法令等に定められていて裁量の余地のない場合をいいます。
- 二. 国が全国的な統一基準等を設けている場合や法令等により制定や改廃の方法、内容について定められており裁量の余地がないものをいいます。
- 三. 直接請求により条例の制定又は改廃があった場合、町長は意見を付して議会に付議することができますが、修正することができないため、適用除外となります。



(施策の案の公表等)

第5条 実施機関は、施策の策定をしようとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、策定の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策の趣旨及び目的並びに施策の案を作成した経緯
- (2) 施策の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 町民等が施策の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

解釈・運用

- 一. 施策・計画等の案を公表するに当たっては、住民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、住民等にとってのわかりやすさを心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を併せて提供する。
- 二. 実施機関が指定する場所とは、原則として、当該パブリック・コメント手続を実施する所管課となります。また、住民に広く周知するため、町のホームページと広報への掲載を必ず行うこととします。
- 三. 公表する案及び公表資料が、相当量に及ぶ場合に、その全てをホームページや広報に掲載する必要はなく、その案及び公表資料全体の入手方法を明確に周知することとします。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、施策の案及び前条第2項各号に掲げる資料(以下「施策の案等」という。)の公表の日から原則として20日以上の期間を設けて、施策の案等についての意見等の提出を受けなければならない。

2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、個人にあっては住所及び氏名を、法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を明示しなければならない。

解釈・運用

- 一. 責任のある意見等の提出を求めるため、また、意見の内容について確認が必要となる可能性があることから、原則として、住所及び氏名の明示を求めることとします。なお、氏名等が明示されていない場合であっても、施策等に反映することが適当と思われる意見等は、積極的に採り入れます。
- 二. 「実施機関が指定する場所」とは、当該パブリック・コメント手続を実施している所管課とします。
- 三. 提出方法は、記録が残る方法とし、電話等での意見は除きます。
- 四. 「その他実施機関が必要と認めるものとして、視覚障害者等の方からの聞き取りや電子媒体での提出等が考えられます。
- 五. 提出に使用する言語は、日本語を基本としますが、他の言語を使用することを認めた場合は、日本語訳の添付を求めることができます。



(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、まんのう町情報公開条例(平成18年3月20日条例第10号)第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 施策の案等を修正した場合における当該修正内容

3 第6条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

解釈・運用

- 一. 実施機関は、提出された意見を考慮して、意思決定を行うものであるが、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された多様な意見を十分考慮して、その上で判断することがパブリック・コメント手続制度の趣旨です。
- 二. パブリック・コメント手続制度は、施策・計画等の案の賛否を問うためのものではないことから、賛否の結論だけを示した意見については、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はないが、そのような意見があったことは、公表する必要があります。
- 三. 類似の意見が多数あった場合は、類似する意見等を類型化するなど整理・工夫して公表します。
- 四. 提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害する恐れのある情報等のような公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないこととします。



(意思決定過程の特例)

第8条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第6条から前条までの規定に準じた手続(以下「条例に準じた手続」という。)を経て策定した報告、答申等に基づき、施策の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで施策の策定の意思決定をすることができる。

解釈・運用

- 一. 附属機関等の答申等を受けて意思決定をする場合は、附属機関等がこの条例に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて町が意思決定を行うときには、改めてパブリック・コメント手続を経ないで意思決定することができます。

(参考)

「地方自治法第138条の4第3項」・・・普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

